

開催年月日 令和6年6月28日（金）

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

答弁者 国保担当局長 宮森 隆之
国保広域化担当課長 近藤 久史

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 マイナ保険証について</p> <p>（一）マイナ保険証と受療権等について</p> <p>国は、マイナ保険証利用促進のため5月から7月を集中期間として、支援金を倍にしてですね、利用キャンペーンを行っています。ところが、医療機関でマイナ保険証を使った場合の優先診察で差別的対応を受けたり、薬局ではマイナ保険証がなければ処方できない等の問題が生じております。マイナ保険証の有無による差別的対応を行ってはいらないと考えるわけですが、それぞれ、法と担当規則ではどう規定されているのか、伺います。</p> <p>【指摘等】</p> <p>大変重要な答弁をいただいたというふうに思います。</p> <p>（二）受療権の保障について</p> <p>マイナ保険証の利用率なんですけど、全国的に10%に満たないということで、私の地元旭川ではマイナ保険証の登録率は61%に対して、利用率は9%にとどまっております。マイナ保険証がなければ病院にかかれないという不安がですね、広がっているわけなんですけど、マイナ保険証を持っていなくても、従来の保険証と処方箋で、受診も薬の処方も出来るということが、今の答弁では明らかになりました。12月2日以降、新しい保険証が発行されなくても、申請によらず、プッシュ型で、資格確認書が交付されることになっております。知らずに不安を抱いている事態をどう認識して対応するのかうかがいます。</p> <p>【指摘等】</p> <p>そうしますと、いらぬ不安が広がっているわけなんですけど、政府のマイナ保険証ゴリ押し政策による弊害だといえると思います。マイナ保険証の有無によって、道民の受療権に差が出てはならないと、あらためて申し上げておきます。</p> <p>（三）DV・虐待被害者のマイナ保険証について</p> <p>6月24日時点で、道のHPではDV・虐待被害者のマイナ保険証の情報を不開示にした場合、保険証としての使用が出来なくなるとありました。</p>	<p>【国保広域化担当課長】</p> <p>療養の給付を受ける権利についてでございますが、医師法や薬剤師法において、診療に従事する医師や調剤に従事する薬剤師は、診察治療や調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならないと定めております。</p> <p>また、保険医療機関と保険薬局のそれぞれの療養担当規則では、保険医療機関や保険薬局が、患者から療養の給付を受けることを求められた場合は、オンライン資格確認又は健康保険証等により、受給資格の確認をしなければならないと定めており、マイナ保険証と現行の保険証で取扱いに違いはないところでございます。</p> <p>道といたしましては、医療機関等においては、マイナ保険証の使用を無理強いするのではなく、マイナ保険証と現行の保険証で取扱いに違いはないことなどについて、丁寧に説明を行い、法や規則の規定に基づきまして、適切に運用していただくことが重要であると考えているところでございます。</p> <p>【国保広域化担当課長】</p> <p>マイナ保険証を持たない方への対応についてでございますが、現行の保険証については、本年12月2日以降、発行されなくなりますが、何らかの事情でマイナ保険証を持たない方が、その後も安心して必要な医療を受けていただくことが重要であると考えているところでございます。</p> <p>このため、道としましては、発行済みの保険証は、経過措置として最大1年間利用可能であることや、マイナ保険証の利用登録がない方には、申請によらずプッシュ型で資格確認書が交付されることなどにつきまして、ホームページで周知を行っているところでございます。</p> <p>【国保広域化担当課長】</p> <p>DV・虐待等被害者の方への対応についてでございますが、DV・虐待等の加害者が、被害者の方のマイナンバーカードを所持している場合には、被害者の情報が閲覧され</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>デジタル庁のQ&Aには回答がなかったのですが、その期間、病院受診等はできなくなると不安が出ております。</p> <p>必要な受診ができるための対応についてお示し願います。</p> <p>【指摘等】 まだ知られていない部分もありますので、周知を徹底していただきたいと思っております。</p> <p>(四) トラブル対応について マイナ保険証では、窓口での資格確認が取れないですとか、機械が反応しないといったトラブルが全国的に報告されております。</p> <p>そうしたトラブルが起きた際に、窓口で10割負担を求められる例も出ていていると聞いております。</p> <p>本来、通常負担率で受診することができる訳ですが、こうした点でも周知が不十分ではないでしょうか。</p> <p>【指摘等】 ホームページにたどり着かない人もいて、不安が寄せられているので、十分周知を図っていただくことをさらに求めておきます。</p> <p>(五) 納付相談について これまで国保料が滞納となっている場合には、市町村窓口等で納付相談を行ってきていました。マイナカードで口座情報などがオンラインで繋がるようになりますと、そうした相談をする間もないまま、紐づけをされた口座を強制的に差し押さえられるような事態が起きえないかという、そういう声も出ております。納付相談に至らず、窓口で知ることにならないかという不安もあるわけですが、この点はどうでしょうか。</p>	<p>可能性がありますことから、被害者の方が健康保険証の発行元に対しまして、情報不開示の届出を行うことにより、マイナンバーカードの保険証利用ができなくなります。</p> <p>こうした場合、被害者の方が現行の保険証をお持ちの場合には、本年12月2日以降、最大1年間、利用が可能であり、</p> <p>保険証をお持ちでない場合でも、本年12月1日までは、保険証の再発行により、また、12月2日以降は、プッシュ型で発行されます資格確認書を被害者の方の希望する方法・場所で受け取ることによりまして、必要な医療を受けていただくことが可能となっております。</p> <p>また、再度、マイナンバーカードの保険証利用を希望する場合には、加害者が所持しているカードの停止を行った上で、再発行を行うことにより、利用が可能となるものと承知してございます。</p> <p>道といたしましては、DV・虐待等の被害者の方が、安心して必要な医療を受けていただけるよう、こうした手続などにつきまして、ホームページで周知を行うとともに、市町村と連携して、対応してまいります。</p> <p>【国保広域化担当課長】 資格確認を行うことができない場合の対応についてでございますが、何らかの事情によりまして、医療機関等の窓口で、マイナ保険証による資格確認を行えないケースが発生した場合には、現行の健康保険証や過去の受診歴などで確認を行うほか、それでも確認できない場合には、被保険者資格申立書に記入することによりまして、通常の自己負担分の支払いをしていただく対応となっております。</p> <p>道といたしましては、こうした対応について、市町村と連携し、ホームページで周知を行っているところでございます。</p> <p>【国保広域化担当課長】 公金受取口座登録制度についてでございますが、マイナンバーカードに登録した公金受取口座は、国からの給付金等の受け取りのための口座であり、預貯金残高の情報が知られることもなく、保険料を滞納している方であっても、直ちに引き落としされることはないとしており、今までどおり納付相談が行われるものと承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指摘等】 物価高騰等によって暮らしが大変な状況になっている方もたくさんいらっしゃるなかで、やっぱり窓口ですね、しっかりと納付相談をしながらですね、受療権守っていただきたいと思います。</p> <p>（六）取得困難な高齢者・障害者等への対応について これまで自宅に保険証や受給者証などは毎年送付をされてきました。要介護等の高齢者や障害者があるなどで自力でマイナ保険証の取得が難しい方への対応はどうか。 介護・障害施設等での管理に関する業務負担が増加するという声が届いておりますけれども、対応しきれぬのかどうか伺います。</p> <p>（七）資格確認書と現行の保険証との違いについて 色々議論してきたわけですけど、政府の説明やそれから利用キャンペーンの中で、マイナ保険証を持たないとまるで保険証が使えなくなるといった印象を与えるものになってきていることが問題だと思うんです。 資格確認書の発行で、現行の保険証との役割や交付方法がほとんど変わらない。市町村任せにせず、広域化された国保及び後期高齢者医療保険の保険者たる道としても安心して道民が医療や処方を受けられるよう十分な周知というのを図るべきではないでしょうか。いかがですか。</p> <p>（八）マイナ保険証の見直しについて 確かにマイナ保険証には一理メリットがある反面もありますけれどもね、でも今の状況の中で、現状の中で、無駄な税金を大量に投入してまでマイナ保険証に切り替える、全て切り替えていくという合理性がなくて、知れば知るほど現行保険証の継続が合理的かつ必要だというふうに考えております。国に対して、マイナ保険証の強制を中止するよう要請すべきと考えますが、いかがでしょうか</p>	<p>【国保広域化担当課長】 何らかの事情でマイナ保険証を持たない方への対応についてでございますが、既に発行済みで現にお持ちの保険証は、経過措置として最大1年間利用可能であるほか、マイナ保険証の利用登録がない方には、申請によらずプッシュ型で資格確認書が交付され、医療機関等で使用できることなどについて、道では、ホームページで周知を行っているところでございます。 また、介護保険施設等に対しましては、昨年、入所者のマイナンバーカードの取得及び管理に関するマニュアルを国が作成し、施設における事務負担の軽減につながるよう積極的な周知と活用を促しているものと承知しているところでございます。</p> <p>【国保広域化担当課長】 資格確認書の周知についてでございますが、道では、何らかの事情でマイナ保険証を持たない方が、本年12月2日以降も、安心して必要な医療を受けていただくことが重要であると考えており、マイナ保険証の利用登録がない方には、プッシュ型で資格確認書が交付され、医療機関等で使用できることなどについて、ホームページで周知を行っているところでございます。 また、国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者に対しては、保険者である市町村等が本年8月の保険証の更新に併せて、啓発リーフレットを送付することとしており、今後とも国や市町村等と連携しながら、制度の周知に努めるとともに、住民の方々からの問合せや相談にも、丁寧に対応してまいります。</p> <p>【国保担当局長】 マイナンバーカードの健康保険証利用についてでございますが、マイナ保険証は、医療のデジタル化を進める上で基盤となるものであり、患者の方々の健康、医療データに基づく、より良い医療の提供が可能となるなどのメリットがあると考えております。 一方、国におきましては、マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、また、カードと健康保険証の一体化に際しても、この点は変更されるものではないとしております。 道といたしましても、今後とも、当該制度を構築・運用する国の責任において、情報セキュリティ対策を徹底し、制度の意義等について普及・啓発を進めるよう要望を行ってまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【知事総括】</p> <p>答弁を伺っていくなかで、マイナ保険証はまだまだ課題があつて、過剰な期待をする方もいらっしゃるし、それからそれに応えられないような現状というのもあつてきましたし、何より公平に必要な医療が受療できるのかどうかという不安もあるわけです。</p> <p>そのなかで、ホームページで周知している、周知しているという答弁が繰り返されたんですけども、その周知についても実はマイナ保険証とマイナカードと、道の周知が部局別になっておりまして、なかなかわかりにくいという声がありまして、このまま質問を終わろうかなと思ったんですけども、その点について<u>知事にもご意見を伺わなければならないのかなと思ったものですから、総括のお取り計らいをお願いしたいと思ひます。</u></p>	